証券コード　9720
平成28年２月８日

株　主　各　位

横浜市中区山下町１０番地
株式会社　ホテル、ニューグランド
代表取締役社長　濱　田　賢　治

第138回定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
さて、当社第138回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年２月24日（水曜日）午後５時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成28年２月25日（木曜日）午前10時
２．場　　所　横浜市中区山下町10番地
ホテルニューグランド　タワー３階「ペリー来航の間」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項　第138期（平成26年12月１日から平成27年11月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役５名選任の件
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第７号議案　退任監査役に対し退職慰労金贈呈ならびに故監査役野村哲也氏に対し弔慰金贈呈の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
なお、株主総会参考書類ならびに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.hotel-newgrand.co.jp）に掲載させていただきます。

（提供書面）

当社は、子会社が無いため、連結計算書類を作成しておりません。

事　業　報　告

（平成26年12月１日から
平成27年11月30日まで）

１．会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益の回復による設備投資の増加や雇用情勢が改善に向かうなど回復基調を維持してまいりました。

当ホテル業界におきましても、訪日外国人客の増加や国内旅行を中心に旅行意欲も堅調で、宿泊事業における客室稼働率や客室単価の上昇に大きく寄与いたしました。

こうした経済状況の下、当社におきましては、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催を見据え、前事業年度において本館大規模改修第一期工事を無事完了いたしました。当事業年度につきましては、全ての施設において営業を休止することなく、売上確保に全力を注いでまいりました。

宿泊部門については、総需要の拡大基調により好調を維持、レストランについても堅調に推移いたしましたが、宴会部門については、前事業年度の工事の影響や競合施設増加等の影響により婚礼売上が計画値を下回りました。

また、営業施策といたしまして、顧客組織「横浜ニューグランドクラブ」の更なる活性化を目指した特典の充実、旅行業免許登録による新たな宿泊商品の造成、外販新商品の開発と販路拡大、催事の積極的開催等を着実に実行してまいりました。

一方で、経費面におきましては、原材料の価格上昇や客室稼働率上昇による光熱水費の増加はありましたが、継続した経費削減及び効率的な経営に努め、収益の確保に邁進いたしました結果、黒字回復を果たすことが出来ました。

当事業年度の売上高は54億64百万円（前事業年度比11.1％増）、営業利益は48百万円（前事業年度は３億15百万円の営業損失）、経常利益は45百

万円（前事業年度は３億15百万円の経常損失）、当期純利益は74百万円（前事業年度は２億53百万円の当期純損失）となりました。

部門別の状況は次のとおりであります。

（宿泊部門）前事業年度は本館大規模改修工事による縮小営業により、販売室数が減少いたしましたが、当事業年度は大幅な販売室数増加により、売上高は13億48百万円（前事業年度比22.2%増）となりました。

（宴会部門）前事業年度は本館大規模改修工事による縮小営業により、婚礼及び一般宴会の件数が減少いたしましたが、当事業年度は件数増加により、売上高は21億62百万円（同6.8%増）となりました。

（食事部門）前事業年度は本館大規模改修工事による縮小営業により、来店客数が減少いたしましたが、当事業年度は来店客数増加により、売上高は14億71百万円（同11.0%増）となりました。

この結果、ホテル部門の売上高は51億67百万円（同11.8%増）となりました。また、支店である髙島屋横浜店　ル グラン及びそごう横浜店　バーシーガーディアンⅢは増収となり、賃貸ビルのグランドアネックス水町（テナントビル）他は減収となりました。

部門区別		売上高	構成比
		千円	%
ホテル	宿泊部門	1,348,965	24.7
	宴会部門	2,162,155	39.6
	食事部門	1,471,894	26.9
	その他の部門	184,945	3.4
ホテル部門合計		5,167,960	94.6
支店	髙島屋横浜店　ル グラン	174,634	3.2
	そごう横浜店　バーシーガーディアンⅢ	64,149	1.2
賃貸ビル	グランドアネックス水町他	57,672	1.1
合計		5,464,417	100.0

② 設備投資の状況

当事業年度は総額１億27百万円（うち、資産の取得は67百万円）の設備投資を行いました。設備投資の主なものは、タワー棟外壁パネル防水シール更新（23百万円）、タワー棟屋上看板ＬＥＤ更新（10百万円）、プレハブ冷凍庫・冷蔵庫新設（18百万円）、レストラン厨房電源増強（17百万円）

などであります。

③　資金調達の状況

当事業年度の設備投資に係る所要資金は、自己資金により賄いました。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第135期 (平成24年11月期)	第136期 (平成25年11月期)	第137期 (平成26年11月期)	第138期 (当事業年度) (平成27年11月期)
売　上　高　(百万円)	5,343	5,520	4,918	5,464
当期純利益または当期純損失（△）　(百万円)	116	104	△253	74
１株当たり当期純利益または１株当たり当期純損失（△）　(円)	100.55	90.12	△218.28	63.96
総　資　産　(百万円)	11,042	11,068	12,361	12,272
純　資　産　(百万円)	8,134	8,207	7,931	8,012
１株当たり純資産額　(円)	7,003.90	7,067.17	6,831.83	6,902.89

(注) １．１株当たり当期純利益または１株当たり当期純損失（△）は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。

２．第138期においては、平成27年６月１日付で、普通株式５株を１株の割合で株式併合を行っておりますが、第135期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益または１株当たり当期純損失（△）及び１株当たり純資産額を算定しております。

(3) 対処すべき課題

国内におきましては、景気は緩やかながらも回復基調が続くものと期待されますが、海外景気の下振れなど、先行きは未だ不透明な状況にあります。

当社を取り巻く環境は、「横浜市都心臨海部再生マスタープラン」による山下埠頭再開発計画の進展や、来年には当ホテル開業90周年、2019年には横浜開港160周年といったエポックを迎え、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて、地域の活性化による利用客の増加が見込まれます。

このような環境の下、当社は、引続き地元横浜においての地位を確保し、株主の皆様への利益還元に向け競争力を高め、働き甲斐のある職場環境を構築し、事業価値の向上に堅実に努めてまいります。

本年は、６月から９月にかけ、一昨年に引き続き、本館１階からM3階までを対象とした本館大規模改修第二期工事を計画いたしております。併せて現

地調査の結果必要と判断された大規模な老朽設備更新も行います。一連の工事につきましては、当社の事業継続のため避けては通れない工事であり、外的環境諸条件の整いつつあるこの機会に、万全の体制を構築すべく手当してまいる所存です。株主の皆様におかれましても何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

併せて、事業継承に向けた体制づくりを目指し、一昨年より新規学卒者の定期採用を再開、継続しており、労働人材不足の環境下ではありますが、着実に次世代を担う人材の確保と育成にも努めております。

また、会社が、株主の皆様をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組みである「コーポレートガバナンス・コード」の適用も昨年上場会社に対して義務付けられました。当社におきましても、この新しい企業統治のルールに対応すべく、組織体制・経営計画・規程等の整備を図ってまいります。

当社は、88年に亘り着実に積み上げてきた高品質な料理やサービスを基盤とした横浜の象徴であるホテルとして、今後創業100年、200年を見据え、伝統を継承し、発展創造させるオンリーワンの存在であり続けます。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申しあげます。

(4) 主要な事業内容（平成27年11月30日現在）

宿泊部門…客室の販売

宴会部門…結婚披露宴、一般宴会及び各種会議、講演会、展示会等の催し物

食事部門…レストラン（フレンチ、イタリアン、和食、軽食）、バーの経営

その他の部門…不動産の賃貸及び駐車場経営等

また、支店として髙島屋横浜店内にレストラン、そごう横浜店内にバーを経営しております。

(5) 主要な営業所等（平成27年11月30日現在）

（本　社）	ホテルニューグランド	横浜市中区山下町10番地
（支　店）	髙島屋横浜店　ル グラン	横浜市西区南幸一丁目６番31号 髙島屋横浜店８階
（支　店）	そごう横浜店　バー　シーガーディアンⅢ	横浜市西区高島二丁目18番１号 そごう横浜店10階
（賃貸ビル）	グランドアネックス水町	横浜市中区山下町11番地１

(6) 使用人の状況（平成27年11月30日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
314(146)名	13(17)名増	43.2歳	19.4年

（注） 使用人数は就業人員であり、契約社員及び臨時雇用員は（ ）内に内数で記載しております。

(7) 主要な借入先の状況（平成27年11月30日現在）

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	720百万円
株式会社みずほ銀行	400
株式会社日本政策投資銀行	80

２．株式の状況（平成27年11月30日現在）

① 発行可能株式総数　　4,600,000株

（注）平成27年２月26日開催の第137回定時株主総会決議により、平成27年６月１日付で、株式併合に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は18,400,000株減少し、4,600,000株となっております。

② 発行済株式の総数　　1,171,280株

（注）平成27年２月26日開催の第137回定時株主総会における株式併合議案の承認可決により、平成27年６月１日付で、普通株式について５株を１株の割合で株式併合しており、発行済株式の総数は5,856,400株から4,685,120株減少し、1,171,280株となっております。

③ 株主数　　916名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
原範行	86千株	7.42%
株式会社フォーシスアンドカンパニー	86	7.42
株式会社横浜銀行	57	4.91
清水建設株式会社	47	4.04
東日本旅客鉄道株式会社	43	3.77
野村弘光	43	3.73
麒麟麦酒株式会社	33	2.84
上野興産株式会社	32	2.83
セコム株式会社	32	2.75
株式会社高島屋	29	2.49

（注）１．持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
２．持株比率は自己株式（10,501株）を控除して計算しております。

３．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成27年11月30日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職状況
代表取締役会長	原　　範行	原地所株式会社代表取締役会長
代表取締役社長	濱田賢治	
常務取締役	吉田一継	営業部門統括　総支配人
常務取締役	里見辰彦	管理部門統括
取締役	野村弘光	原地所株式会社常務取締役
取締役	上野　　孝	上野トランステック株式会社代表取締役会長兼社長 横浜商工会議所会頭
取締役	宇佐神　　茂	総料理長
取締役	岸　　晴記	経理部長
取締役	佐々木寛志	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会非常勤会長
取締役	清水三省	株式会社神奈川銀行相談役
常勤監査役	小島偉義	
監査役	勝　　治信	横浜エレベータ株式会社名誉会長 帝蚕倉庫株式会社取締役相談役
監査役	岡崎真雄	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社顧問

（注）１．取締役上野　孝、佐々木寛志、清水三省の３氏は社外取締役であります。
２．監査役勝　治信、岡崎真雄の両氏は社外監査役であります。
３．常勤監査役小島偉義氏は、当社の経理部担当役員として平成19年２月まで通算10年に亘り決算手続ならびに財務諸表の作成に従事しており、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．監査役野村哲也氏は、平成27年11月12日に逝去し、同日付で監査役を退任いたしました。
５．当社は、取締役上野　孝氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額及び員数

取締役11名　　91,878千円（うち社外取締役　３名　1,200千円）
監査役４名　　12,335千円（うち社外監査役　３名　1,200千円）

（注）１．上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与として11,500千円（賞与を含む）を支給しております。

２．平成19年２月26日開催の第129回定時株主総会において、取締役の報酬額は年額120,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、監査役の報酬額は年額20,000千円以内と決議いただいております。

３．報酬等の総額には、次のとおり当事業年度における役員退職慰労引当金繰入額が含まれております。

取締役　10名　　9,363千円（うち社外取締役　３名　300千円）
監査役　４名　　1,235千円（うち社外監査役　３名　300千円）

４．上記のほか、平成27年２月26日開催の第137回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を下記のとおり支給しております。

退任取締役　３名　　5,760千円（うち社外取締役　２名　700千円）

(3) 社外役員に関する事項

①　他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役上野　孝氏は、上野トランステック株式会社の代表取締役会長兼社長及び横浜商工会議所会頭を兼務しておりますが、当社と各兼職先との間には重要な取引はありません。
・取締役佐々木寛志氏は社会福祉法人横浜市社会福祉協議会の非常勤会長を兼務しておりますが、当社と兼職先との間には重要な取引はありません。
・取締役清水三省氏は、株式会社神奈川銀行の相談役を兼務しておりますが、当社と兼職先との間には重要な取引はありません。
・監査役勝　治信氏は、横浜エレベータ株式会社の名誉会長及び帝蚕倉庫株式会社取締役相談役を兼務しておりますが、当社と各兼職先との間には重要な取引はありません。
・監査役野村哲也氏は、在任期間中において清水建設株式会社の相談役を兼務しておりましたが、同社は当社建物の施工者であり建築工事に関する取引があります。
・監査役岡崎真雄氏は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の顧問を兼務しておりますが、当社と兼職先との間には重要な取引はありません。

② 取締役会及び監査役会への出席状況

		取締役会（７回開催）		監査役会（６回開催）	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役	上野　孝	６回	86％	－	－
	佐々木寛志	５回	100％	－	－
	清水三省	５回	100％	－	－
監査役	勝　治信	７回	100％	６回	100％
	野村哲也	７回	100％	６回	100％
	岡崎真雄	６回	86％	４回	67％

（注） 佐々木寛志、清水三省の両氏は、就任後の取締役会（５回開催）の出席回数及び出席率を記載しております。

③ 取締役会及び監査役会における発言状況

・取締役上野　孝氏は、横浜商工会議所会頭及び経営に深く参画された経験に基づき、経営の中立性と、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
・取締役佐々木寛志氏は、当社建物・敷地の一部賃貸人である横浜市の元副市長として、経営の客観性や中立性から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
・取締役清水三省氏は、金融事業の経営に深く参画された経験に基づき、経営の中立性と、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
・監査役勝　治信氏は、地元横浜において、経営に深く参画さた経験に基づき、取締役会においては経営の監視を重視し、また監査役会においては議案審議に必要な発言を適宜行っております。
・監査役野村哲也氏は、大株主及び当社建物の施工者である清水建設株式会社の相談役としての立場及び経営に深く参画された経験から取締役会においては経営の監視を重視し、また監査役会においては議案審議に必要な発言を適宜行われました。
・監査役岡崎真雄氏は、保険事業に精通し、取締役会においては経営の監視を重視し、また監査役会においては議案審議に必要な発言を適宜行っております。

４．会計監査人の状況

(1) 名　　称　　新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,000千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分出来ませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が現に受けている業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分の内容の概要

①　処分対象

新日本有限責任監査法人

② 処分内容

・３ヶ月間の業務の一部の停止命令（契約の新規の締結に関する業務の停止）

（平成28年１月１日から同年３月31日まで）

③ 処分理由

・社員の過失による虚偽証明

・監査法人の運営が著しく不当

５．業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要及び運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 決議の内容の概要

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・取締役会規則等諸規程を制定し、職務分掌による権限に基づいて業務運営を行っております。

・コンプライアンス規程によりコンプライアンスの基本事項を定め、その運用について、コンプライアンス全体を統括する組織として、社長直轄のコンプライアンス委員会、コンプライアンス推進室を設置し、コンプライアンス委員会、コンプライアンス推進会議を定例開催し、各種リスク情報の共有化及び諸問題解決のための討議を行い、使用人とともに法令遵守体制の整備及び推進に努めております。

・社内における法令違反行為等に対して適切な処理を行うため、公益通報者保護法に基づいた内部通報制度規程を定め、外部専門家である弁護士を受付窓口とし、公正性、透明性を高め実効性のある内部通報制度とし、コンプライアンス経営の強化に努めております。

・内部統制システムを構築し、法令及び定款の遵守の有効性について監査役室を主管部署とし監査を行っております。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要がある時には速やかにその対策を講じております。なお、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る基本方針書を定めております。

・社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力とは一切の関係を持たず、全社挙げて毅然たる態度で対応します。また、ホテル利用規則にもその旨明記し、ホテル館内にも掲示するとともに、定期的に外部専門家を招き、反社会的勢力へのその対応等について社員研修を実施しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、その重要度に応じて保存期間及び保存方法を定め、適切に管理しております。

・所管部署は、取締役及び監査役等から文書閲覧を求められた際には、速やかに対応することとしております。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・ホテルマネジメントに伴うリスクについて、リスク管理規程により、リスクに関する基本事項を定め、その運用について社長直轄のリスク管理委員会を設置しております。

・役員、管理職である使用人をリスク管理委員とした委員会を毎月定例開催し、反社会的勢力・食品安全衛生・防災・防犯・個人情報保護等のあらゆるリスクに対応することとしております。また、各リスクの発生と被害の防止、軽減を図るため適宜研修等を実施しております。

・プライバシーポリシー及び情報セキュリティ機器管理規程を定め、電子情報を含めすべての個人・顧客情報を安全に管理するための社内体制を構築しております。

・大規模災害発生時の緊急対策本部の立上げ、自衛消防活動、お客様・役員・使用人の安全への誘導等、平日・休日・夜間を想定し、緊急時対応のマニュアルを策定し定期的な訓練を実施しております。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役の職務については、取締役会で決定された職務分掌により、その経営方針に従い、適切かつ効率的に執行するものとし、取締役会は取締役の業務執行を監督するものとしております。

・法令・定款・諸規程に則り取締役会を定期的に開催するほか、必要に応じて随時開催します。なお、常務会を原則月１回開催し常務会規程に基づき取締役会への提案事項、重要な経営方針等を協議、決定、また、常勤役員会を原則週１回開催し、各部門より業績のレビューと改善策を報告させ、具体的な対策を検討することとしております。

・会計監査人の代表取締役からの独立性を確保するため、会計監査人の監査計画については、監査役会が事前に報告を受領することとしております。

⑤　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

・監査役の職務を補助すべき使用人として、監査役室を設け、兼務の使用人を置き監査役の職務の補助をすることとしております。

・監査役室員は、監査役の監査の実施時は取締役の指揮下から監査役の直接指揮下に移り監査役の監査の職務を行います。
・監査役の職務を補助すべき使用人の人事については、担当取締役は監査役と意見交換を行い、監査の職務の補助をすべき使用人の職務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に努めます。

⑥　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

・取締役及び使用人は、当社の業務に与える重要な事項について監査役に報告するものとし、職務の執行に関する法令違反、不正行為の事実、又は、当社に損害を及ぼす事実を知った時は、遅滞なく報告するものとします。なお、前記にかかわらず、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して、その説明を求めることができるものとします。また、内部通報制度による通報の状況についても監査役に報告します。

⑦　監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

・監査役へ報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨をすべての取締役及び使用人に周知徹底します。また、内部通報制度の通報者に対しても、内部通報制度規程に明記し保護することとしております。

⑧　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

・当社は、監査役の職務の執行のために、費用の前払等の請求を受けた時は、当該職務の執行のために必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行うとともに、コンプライアンス委員会、常務会、常勤役員会等の重要な会議に出席し、意見を述べることができ、また、必要に応じて専門家（公認会計士・弁護士等）と意思疎通を図るものとしております。
・監査役は定期的に内部統制室から財務報告に係る内部統制実施状況の評価結果を、会計監査人からは会計状況に関する報告を受け、内部統制室及び会計監査人との適切な意思疎通並びに効果的な監査業務の遂行を図ることとしております。

・取締役及び使用人は監査役の監査に必要な重要書類の閲覧、調査、取締役及び使用人との意見交換等、監査役の監査が円滑に行われるよう協力します。

(2) 体制の運用状況の概要

内部統制につきましては、監査役室を主管部署とし監査を行い、是正、改善の必要がある時は、速やかに対策を講じ、取締役会がその内容を確認しております。

改訂した業務の適正を確保するための体制の運用につきましては、コンプライアンスの徹底、監査役への報告に関する体制強化の観点から、取締役、監査役及び全ての従業員が共有するとともに、重要なリスクについて経営のマネジメントサイクルの中で統制し、リスクの低減を図っております。

貸 借 対 照 表

（平成27年11月30日現在）

（単位：千円）

資産の部	
流動資産	**2,742,844**
現金及び預金	2,339,281
売掛金	259,833
料飲材料	43,159
貯蔵品	40,209
前払費用	23,167
繰延税金資産	25,280
その他	12,592
貸倒引当金	△680
固定資産	**9,529,686**
有形固定資産	**9,170,186**
建物	5,352,669
建物附属設備	533,563
構築物	15,450
機械及び装置	17,935
車両運搬具	2,591
器具及び備品	216,700
土地	2,972,803
建設仮勘定	58,472
無形固定資産	**59,588**
借地権	43,917
その他	15,671
投資その他の資産	**299,910**
投資有価証券	157,069
差入保証金	12,300
保険積立金	20,000
繰延税金資産	110,540
資産合計	**12,272,531**

負債の部	
流動負債	**1,485,346**
買掛金	437,820
一年以内に返済する長期借入金	300,000
未払金	57,714
未払費用	268,798
未払法人税等	68,800
未払消費税等	182,881
未払事業所税	15,825
前受金	136,339
預り金	13,796
ポイント引当金	2,797
その他	573
固定負債	**2,774,460**
長期借入金	900,000
預り保証金	287,868
退職給付引当金	898,953
役員退職慰労引当金	157,287
再評価に係る繰延税金負債	530,351
負債合計	**4,259,806**
純資産の部	
株主資本	**7,444,860**
資本金	**3,455,000**
資本剰余金	**3,363,010**
資本準備金	3,363,010
利益剰余金	**652,970**
利益準備金	66,144
その他利益剰余金	586,826
買換資産圧縮積立金	420,397
繰越利益剰余金	166,429
自己株式	**△26,120**
評価・換算差額等	**567,863**
その他有価証券評価差額金	**△2,587**
土地再評価差額金	**570,450**
純資産合計	**8,012,724**
負債及び純資産合計	**12,272,531**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成26年12月１日から
平成27年11月30日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		5,464,417
売上原価		1,763,223
売上総利益		**3,701,193**
販売費及び一般管理費		3,653,140
営業利益		**48,053**
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,118	
その他	2,199	4,318
営業外費用		
支払利息	6,290	
その他	651	6,941
経常利益		**45,429**
特別利益		
投資有価証券売却益	31,774	
補助金収入	76,446	108,220
特別損失		
固定資産除却損	0	
減損損失	4,888	4,888
税引前当期純利益		**148,761**
法人税、住民税及び事業税	58,438	
法人税等調整額	16,074	74,513
当期純利益		**74,248**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成26年12月１日から
平成27年11月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					買換資産圧縮積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	3,455,000	3,363,010	3,363,010	66,144	525,184	16,419	607,748	△25,296	7,400,462
当事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△29,025	△29,025		△29,025
当期純利益						74,248	74,248		74,248
任意積立金の取崩					△125,869	125,869	－		－
税率変更に伴う買換資産圧縮積立金の増加					21,081	△21,081	－		－
自己株式の取得								△824	△824
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）									
当事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	△104,787	150,010	45,222	△824	44,398
当期末残高	3,455,000	3,363,010	3,363,010	66,144	420,397	166,429	652,970	△26,120	7,444,860

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	16,924	514,451	531,375	7,931,837
当事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△29,025
当期純利益				74,248
任意積立金の取崩				－
税率変更に伴う買換資産圧縮積立金の増加				－
自己株式の取得				△824
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）	△19,511	55,999	36,487	36,487
当事業年度中の変動額合計	△19,511	55,999	36,487	80,886
当期末残高	△2,587	570,450	567,863	8,012,724

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個　別　注　記　表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・時価のあるもの……事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

・時価のないもの……移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

・料飲材料・貯蔵品……総平均法による原価法
（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……平成19年３月31日以前に取得したもの
旧定額法
平成19年４月１日以降に取得したもの
定額法

② 無形固定資産……定額法
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……当事業年度末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
なお、会計基準変更時差異889,469千円については、15年による按分額を費用処理しております。

③ 役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④ ポイント引当金……当社のクラブ会員に付与したポイントの将来の利用に備えるため、当事業年度末における将来利用見込額を計上しております。

(5) 消費税等の会計処理方法……税抜方式

２．貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　10,323,161千円

３．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末日における発行済株式の総数

普通株式　1,171,280株

（注）平成27年２月26日開催の第137回定時株主総会における株式併合議案の承認可決により、平成27年６月１日付で、普通株式について５株を１株の割合で株式併合しており、発行済株式の総数は5,856,400株から4,685,120株減少し、1,171,280株となっております。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	51,336株	234株	41,069株	10,501株

（注）１　自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

２　自己株式の株式数の減少は、平成27年６月１日付で、普通株式５株を１株に株式併合したことによるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

①　配当金支払額等

平成27年２月26日開催の第137回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　　29,025千円
・１株当たり配当金額　　5円
・基準日　　平成26年11月30日
・効力発生日　　平成27年２月27日

②　基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

平成28年２月25日開催の第138回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当の原資　　利益剰余金
・配当金の総額　　29,019千円
・１株当たり配当金額　　25円
・基準日　　平成27年11月30日
・効力発生日　　平成28年２月26日

4．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	289,462千円
未払事業税	6,716千円
未払事業所税	5,095千円
未払賞与	12,245千円
減損損失	6,110千円
役員退職慰労引当金	50,646千円
その他	2,523千円
繰延税金資産小計	372,800千円
評価性引当額	△52,178千円
繰延税金資産合計	320,621千円
繰延税金負債	
買換資産圧縮積立金	△184,800千円
繰延税金負債合計	△184,800千円
繰延税金資産の純額	135,821千円

なお、この他に土地再評価に係る繰延税金負債が530,351千円あります。

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6％から平成27年12月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.0％に、平成28年12月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.2％となります。

この税率変更により、繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）が、14,347千円、再評価に係る繰延税金負債が55,999千円、その他有価証券評価差額金が129千円それぞれ減少し、買換資産圧縮積立金が21,081千円、土地再評価差額金が55,999千円、法人税等調整額が14,217千円それぞれ増加しております。

5．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は運転資金として利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払費用は、そのほとんどが２ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、固定金利の契約であるため、金利変動リスクはありません。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(イ)信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

売掛金については、売掛金管理規程に従い、経理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

(ロ)市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

(ハ)資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

各部門からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに手許流動性の維持などによりリスク管理をしております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年11月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注２）を参照ください）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,339,281	2,339,281	－
(2) 売掛金	259,833	259,833	－
(3) 投資有価証券	73,899	73,899	－
資産計	2,673,014	2,673,014	－
(1) 買掛金	437,820	437,820	－
(2) 未払費用	268,798	268,798	－
(3) 長期借入金	1,200,000	1,200,040	40
負債計	1,906,618	1,906,659	40

（注１）金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

全て株式であり、時価については、取引所の価格によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により時価を算定しております。また、1年以内に返済する長期借入金は、長期借入金に含めて時価を表示しております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式　※１	83,170
預り保証金　※２	287,868

※１　非上場株式については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、資産(3) 投資有価証券には含めておりません。

※２　預り保証金は、取引先から預託されている営業保証金及び賃貸物件における貸借人から預託されている賃貸保証金であります。市場価格がなく、かつ、実質的な預託期間を算定することは困難であり、合理的なキャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

６．賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、神奈川県内において、賃貸用オフィスビルや土地を所有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：千円）

貸借対照表計上額	時価
1,136,928	910,550

（注）１　貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

２　当事業年度末の時価は、「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

７．関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合（％）	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	原地所㈱	横浜市中区	95,000	不動産業	―	兼任 2人	事務所及び駐車場の賃貸	保証金の受入	―	預り保証金	6,767
								事務所賃貸	9,985	前受金	898
								駐車場賃貸	600	前受金	54

取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 事務所及び駐車場の賃貸については、グランドアネックス水町の他テナントと同一条件であります。

(2) 消費税及び地方消費税は、取引金額には含まず、期末残高には含んで表示しております。

(3) 原地所㈱は、当社代表取締役　原　範行及びその近親者が議決権の80％を直接保有しております。

８．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　6,902円89銭

(2) １株当たり当期純利益　63円96銭

（注）平成27年６月１日付で、普通株式５株を１株の割合で株式併合を行っております。当該株式併合については、当事業年度の期首に株式併合が行われたと仮定して１株当たり当期純利益を算定しております。

9．重要な後発事象に関する注記
該当事項はありません。

10．事業用土地の再評価に関する注記
「土地の再評価に関する法律」（平成10年３月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年３月31日公布法律第24号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上し、再評価額に係る税効果相当額については負債の部に計上しております。
再評価を行った年月日……平成12年11月30日
再評価の方法……「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第５号に定める「不動産鑑定士による鑑定評価」によっております。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年１月20日

株式会社 ホテル､ニューグランド
取　締　役　会　御　中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大　和　哲　夫　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　種　村　　隆　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ホテル、ニューグランドの平成26年12月１日から平成27年11月30日までの第138期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年12月１日から平成27年11月30日までの第138期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年１月21日

株式会社 ホテル､ニューグランド　監査役会

常勤監査役　小　島　偉　義　㊞

社外監査役　勝　　治　信　㊞

社外監査役　岡　崎　真　雄　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

第138期の期末配当につきましては、当事業年度の業績及び安定配当ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして次のとおりといたしたいと存じます。

なお、当社といたしましては、引き続き企業体質の一層の強化を図り、株主の皆様の日頃のお力添えに報いたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金25円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は29,019,475円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生ずる日
効力発生日　平成28年２月26日

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

①　「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、新たに創設された監査等委員会設置会社へ移行するため、定款について所要の変更を行うものであります。

②　取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、また、適切な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、取締役の責任免除の規定及び責任限定契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。なお、定款変更案第28条の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

③　その他、上記の変更に伴う条数等の変更を行うものであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、変更のない現行定款の条文の記載は省略しております。

（下線部は変更部分を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総　則	第１章　総　則
第１条～第４条　（条文省略）	第１条～第４条　（現行どおり）
（機関）	（機関）
第５条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	第５条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査等委員会 （削除） (3) 会計監査人
第６条～第16条　（条文省略）	第６条～第16条　（現行どおり）
第４章　　取締役及び取締役会	第４章　　取締役及び取締役会
（員数）	（員数）
第17条　当会社の取締役は、15名以内とする。	第17条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、15名以内とする。
（新　設）	２　当会社の監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）は７名以内とする。

現　行　定　款	変　更　案
（選任方法）	（選任方法）
第18条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。	第18条　取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役を区別して株主総会の決議によって選任する。
2　（条文省略）	2　（現行どおり）
3　（条文省略）	3　（現行どおり）
（任期）	（任期）
第19条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	第19条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
（新　設）	2　前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2　増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。	3　補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。
第20条～第21条　（条文省略）	第20条～第21条　（現行どおり）
（取締役会の招集通知）	（取締役会の招集通知）
第22条　取締役会の招集通知は、その開催日より３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	第22条　取締役会の招集通知は、その開催日より３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
（取締役会の決議の方法）	（取締役会の決議の方法）
第23条　（条文省略）	第23条　（現行どおり）
	（業務執行の決定の取締役への委任）
（新　設）	第24条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。
（取締役会の議事録）	（取締役会の議事録）
第24条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれを記名押印又は電子署名する。	第25条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれを記名押印又は電子署名する。

現　行　定　款	変　更　案
（取締役会規則） 第25条　　（条文省略） （取締役の報酬等） 第26条　取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（取締役会規則） 第26条　　（現行どおり） （取締役の報酬等） 第27条　取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。
（新　設）	（取締役の責任免除） 第28条　当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 ２　当会社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第１項各号に定める最低責任限度額とする。
第５章　監査役及び監査役会	第５章　監査等委員会
（員数） 第27条　当会社の監査役は、４名以内とする。	（削　除）
（選任方法） 第28条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削　除）

現　行　定　款	変　更　案
（任期） 第29条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ２　任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削　除）
（常勤監査役） 第30条　監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。	（削　除）
（監査役会の招集通知） 第31条　監査役会の招集通知は、その開催日より３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	（監査等委員会の招集通知） 第29条　監査等委員会の招集通知は、その開催日より３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
（監査役会の決議の方法） 第32条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	（監査等委員会の決議の方法） 第30条　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
（監査役会の議事録） 第33条　監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。	（監査等委員会の議事録） 第31条　監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。
（監査役会規則） 第34条　監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。	（監査等委員会規則） 第32条　監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。
（監査役の報酬等） 第35条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削　除）
第６章　会計監査人	第６章　会計監査人
第36条～第37条　（条文省略）	第33条～第34条　（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
（会計監査人の報酬等） 第38条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	（会計監査人の報酬等） 第35条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第７章　計　算	第７章　計　算
第39条～第42条　（条文省略）	第36条～第39条　（現行どおり）

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
1	原（はら）　範行（のりゆき） （昭和４年１月14日生）	昭和46年５月　原地所株式会社代表取締役社長 昭和54年２月　当社取締役 昭和58年８月　同　代表取締役社長 平成３年６月　株式会社横浜グランドインターコンチネンタルホテル取締役会長 平成12年10月　横浜商工会議所副会頭 平成15年２月　当社代表取締役会長 平成23年２月　同　代表取締役会長兼社長 平成25年２月　同　代表取締役会長（現任） 平成26年６月　原地所株式会社代表取締役会長（現任）	86,220株
2	濱田（はまだ）　賢治（けんじ） （昭和29年７月22日生）	昭和53年４月　日本国有鉄道入社 昭和62年４月　東日本旅客鉄道株式会社入社 平成８年３月　同　東京地域本社旅行業部長 平成17年６月　同　財務部長 平成19年６月　同　理事横浜支社長 平成20年６月　同　執行役員横浜支社長 平成21年２月　当社社外取締役 平成22年６月　株式会社横浜ステーションビル代表取締役社長 平成24年６月　日本ホテル株式会社常務取締役 平成25年２月　当社代表取締役社長（現任）	2,000株
3	吉田（よしだ）　一継（かずつぐ） （昭和25年１月４日生）	昭和47年３月　株式会社帝国ホテル入社 平成10年６月　同　営業企画室長 平成12年６月　同　レストラン部長 平成15年８月　同　宿泊部長 平成17年２月　当社常務取締役総支配人 平成19年２月　同　常務取締役営業部門統括総支配人 平成23年２月　同　代表取締役常務営業部門統括総支配人 平成25年２月　同　常務取締役営業部門統括総支配人（現任）	1,000株

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
4	里見辰彦 （昭和27年１月28日生）	昭和45年３月　当社入社 平成12年２月　同　営業推進部長 平成13年２月　同　取締役営業推進部長 平成14年３月　同　取締役宿泊部長 平成16年６月　同　取締役副総支配人、営業推進部長 平成19年２月　同　常務取締役管理部門統括 平成23年２月　同　代表取締役常務管理部門統括 平成25年２月　同　常務取締役管理部門統括（現任）	200株
5	上野孝 （昭和19年12月10日生）	昭和42年４月　合名会社上野運輸商会（現上野トランステック株式会社）入社 昭和62年６月　同　代表取締役社長 平成12年12月　同　代表取締役ＣＥＯ 平成15年２月　当社社外取締役（現任） 平成18年11月　横浜商工会議所会頭 平成19年３月　上野トランステック株式会社代表取締役会長兼ＣＥＯ 平成21年４月　同　代表取締役会長兼社長（現任） 平成27年11月　横浜商工会議所会頭（現任）	－
6	勝治信 （昭和７年５月29日生） 新　任	昭和32年10月　横浜エレベータ株式会社代表取締役社長 平成５年６月　同　代表取締役会長 平成７年６月　帝蚕倉庫株式会社代表取締役社長 平成10年２月　当社社外監査役（現在） 平成19年６月　横浜エレベータ株式会社名誉会長（現任） 平成19年６月　帝蚕倉庫株式会社取締役相談役（現任）	－
7	宇佐神茂 （昭和27年１月26日生）	昭和48年２月　当社入社 平成16年４月　同　調理部長 平成19年２月　同　取締役総料理長（現任）	600株
8	岸晴記 （昭和28年12月19日生）	平成元年10月　当社入社 平成９年３月　同　経理部長 平成20年２月　同　取締役経理部長（現任）	220株
9	岡崎真雄 （昭和10年10月31日生） 新　任	昭和60年７月　同和火災海上保険株式会社代表取締役社長 平成10年４月　同　代表取締役会長 平成13年４月　ニッセイ同和損害保険株式会社代表取締役会長 平成18年４月　同　代表取締役名誉会長 平成22年10月　あいおいニッセイ同和損害保険株式会社特別顧問 平成24年２月　当社社外監査役（現任） 平成26年２月　あいおいニッセイ同和損害保険株式会社顧問（現任）	－

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
10	波岡（なみおか） 滋（しげる） （昭和30年８月11日生） 新任	昭和55年４月　清水建設株式会社入社 平成25年４月　同　常務執行役員名古屋支店長 平成26年４月　同　常務執行役員新規事業推進統括、ｅｃｏＢＣＰ事業推進室担当、自然共生事業推進室担当、新事業推進室担当 平成27年４月　同　専務執行役員技術担当、ＣＳＲ担当、新規事業推進統括（現任）	－

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．上野　孝、勝　治信、岡崎真雄、波岡　滋の４氏は、社外取締役候補者であります。

３．社外取締役候補者とした理由は次のとおりであります。

上野　孝氏は、横浜商工会議所会頭及び経営に深く参画された経験に基づき幅広い識見を活かして、経営陣から独立した立場で客観的視点から助言・提言をいただくことで、当社経営全般の監督機能を更に強化できると判断したためであります。

勝　治信氏は、地元横浜において、経営に深く参画された豊かな経験を活かして、経営陣から独立した立場で客観的視点から助言・提言をいただくことで、当社経営全般の監督機能を更に強化できると判断したためであります。

岡崎真雄氏は、保険事業に精通し、かつ経営に関する豊かな経験を活かして、経営陣から独立した立場で客観的視点から助言・提言をいただくことで、当社経営全般の監督機能を更に強化できると判断したためであります。

波岡　滋氏は、当社大株主及び当社建物の施工者である清水建設株式会社の専務執行役員としての立場に加え、会社経営を統括する充分な識見を有しており、経営陣から独立した立場で客観的視点から助言・提言をいただくことで、当社経営全般の監督機能を更に強化できると判断したためであります。

４．上野　孝氏は、現在当社の社外取締役であり、本総会終結の時をもって、社外取締役としての在任期間は、13年となります。

５．勝　治信、岡崎真雄の両氏は、現在当社の社外監査役であり、本総会終結の時をもって、監査役としての在任期間は、それぞれ18年、４年となります。

６．当社は、上野　孝、勝　治信、岡崎真雄、波岡　滋の４氏の選任が承認された場合、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件に、当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額といたします。

７．当社は、上野　孝氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、当社は、勝　治信、岡崎真雄、波岡　滋の３氏の選任が承認された場合は、３氏を独立役員として届け出る予定であります。

第４号議案　監査等委員である取締役５名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役５名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	野村弘光（のむらひろみつ） （昭和７年10月７日生） 新任	昭和51年６月　原地所株式会社取締役総務部長 昭和54年２月　当社取締役（現任） 平成３年４月　原地所株式会社常務取締役（現任）	43,318株
2	佐々木寛志（ささきひろし） （昭和22年１月16日生） 新任	昭和46年４月　横浜市入庁 平成14年５月　同　都筑区長 平成16年４月　同　福祉局長 平成18年４月　同　健康福祉局長 平成19年４月　横浜市副市長 平成22年４月　横浜市信用保証協会会長 平成22年６月　社会福祉法人横浜市社会福祉協議会非常勤会長（現任） 平成26年６月　金港青果株式会社非常勤監査役（現任） 平成27年２月　当社社外取締役（現任）	－
3	清水三省（しみずかずみ） （昭和21年８月26日生） 新任	昭和44年４月　株式会社横浜銀行入行 平成９年６月　同　取締役本店営業部長 平成11年２月　当社取締役 平成11年４月　株式会社横浜銀行常務取締役常務執行役員本店営業部長 平成12年４月　同　代表取締役常務取締役 平成14年４月　同　代表取締役 平成16年６月　株式会社神奈川銀行代表取締役副頭取 平成17年６月　同　代表取締役頭取 平成26年６月　同　相談役（現任） 平成26年６月　横浜丸魚株式会社非常勤監査役（現任） 平成26年６月　株式会社ジャストオートリーシング非常勤監査役（現任） 平成27年２月　当社社外取締役（現任）	－
4	奥津勉（おくつつとむ） （昭和22年11月９日生） 新任	昭和47年11月　公認会計士・税理士奥津進事務所入所 昭和52年２月　税理士奥津勉事務所開設所長（現任） 平成19年４月　公認会計士奥津勉事務所開設所長（現任） 平成23年６月　株式会社ハイマックス社外取締役 平成27年６月　同　非常勤監査役（現任）	－

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
5	原（はら）　信造（しんぞう） （昭和33年２月13日生） 新任	昭和56年４月　大蔵省入省 平成22年10月　関東信越国税局長 平成23年７月　岡山県警察本部長 平成26年７月　原地所株式会社代表取締役社長（現任）	－

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．佐々木寛志、清水三省、奥津　勉の３氏は、社外取締役候補者であります。

３．社外取締役候補者とした理由は次のとおりであります。

佐々木寛志氏は、当社建物・敷地の一部賃貸人である横浜市の元副市長として、横浜市の観光事業に精通し、幅広い識見を活かして、経営陣から独立した立場で客観的視点から助言・提言をいただくことで、当社の経営に対する監査・監督機能を更に強化できると判断したためであります。また、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、同氏は現在当社社外取締役であり、本総会終結の時をもって、社外取締役としての在任期間は、１年となります。

清水三省氏は、金融事業の経営に深く参画された経験に基づき幅広い識見を活かして、経営陣から独立した立場で客観的視点から助言・提言をいただくことで、当社の経営に対する監査・監督機能を更に強化できると判断したためであります。なお、同氏は現在当社社外取締役であり、本総会終結の時をもって、社外取締役としての在任期間は、１年となります。

奥津　勉氏は、公認会計士及び税理士として培ってきた豊富な経験と知識を活かして、経営陣から独立した立場で客観的視点から助言・提言をいただくことで、当社の経営に対する監査・監督機能を更に強化できると判断したためであります。また、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。

４．当社は、野村弘光、佐々木寛志、清水三省、奥津　勉、原　信造の５氏の選任が承認された場合は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件に、当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額といたします。

５．当社は、佐々木寛志、清水三省、奥津　勉の３氏の選任が承認された場合は、３氏を独立役員として株式会社東京証券取引所に届け出る予定であります。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成19年２月26日開催の第129回定時株主総会において、年額120百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、昨今の経営情勢等諸般の事情も考慮して、年額120百万円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役の員数は10名（うち社外取締役３名）でありますが、第２号議案及び第３号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は10名（うち社外取締役４名）となります。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員の職務と責任を考慮して、年額20百万円以内とさせていただきたいと存じます。

第２号議案及び第４号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役の員数は５名となります。

第７号議案　退任監査役に対し退職慰労金贈呈ならびに故監査役野村哲也氏に対し弔慰金贈呈の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査役小島偉義氏は本総会終結の時をもって退任いたします。つきましては、監査役小島偉義、勝　治信、岡崎真雄の３氏に対し退職慰労金を、また、平成27年11月12日に逝去されました故野村哲也氏に対し弔慰金を、それぞれの在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

上記各氏の略歴は次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
小　島　偉　義	平成19年２月　当社常勤監査役 （現在）
勝　　治　信	平成10年２月　当社社外監査役 （現在）
岡　崎　真　雄	平成24年２月　当社社外監査役 （現在）
野　村　哲　也	平成12年２月　当社社外監査役 平成27年11月　逝去

以　上

メ　　モ

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

ホテルニューグランド　タワー３階「ペリー来航の間」

横浜市中区山下町10番地

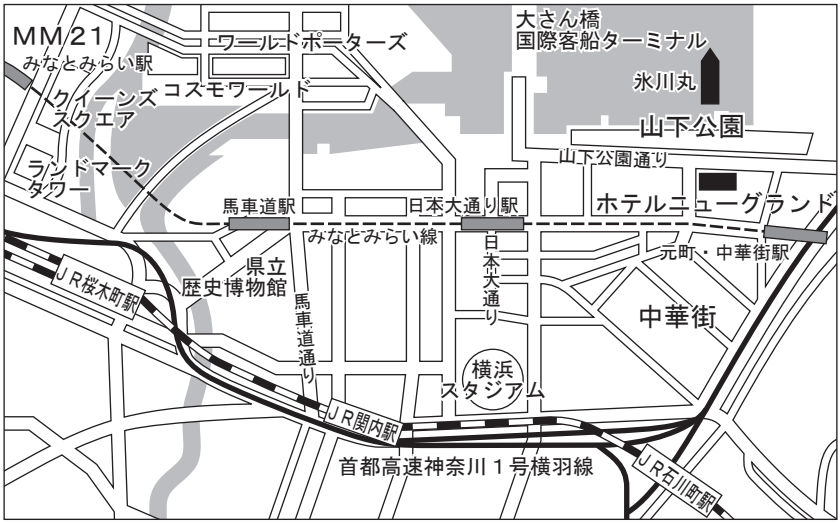

車　：横浜駅より10分、桜木町駅より５分、関内駅より５分

電車：みなとみらい線「元町・中華街駅」１番出口より徒歩１分

ＪＲ根岸線「石川町駅」より徒歩13分